

平成18年第2回（8月）定例会

県央県南広域環境組合  
議会 会議録

平成18年 第2回 県央県南広域環境組合議会定例会会議録

平成18年8月30日 (1日間) 午後1時30分開会

平成18年第2回県央県南広域環境組合議会定例会は、諫早市のホテルグランドパレス諫早に招集された。

1 出席議員は、次のとおりである。

|            |            |            |
|------------|------------|------------|
| 1 番 濱崎 清志  | 2 番 内田 豊   | 3 番 赤崎 光善  |
| 4 番 木村 和俊  | 5 番 山口 一輝  | 6 番 青木 弘義  |
| 8 番 大久保 正美 | 9 番 町田 誠   | 11 番 岩永 和昭 |
| 12 番 北浦 守金 | 13 番 古川 利光 |            |

2 説明のために出席したものは、次のとおりである。

|              |              |             |
|--------------|--------------|-------------|
| 管理者 吉次 邦夫    | 副管理者 吉岡 庭二郎  | 副管理者 奥村 慎太郎 |
| 副管理者 松島 世佳   |              |             |
| 収入役 池松 正光    | 代表監査委員 本村 三郎 |             |
| 事務局長 高田 徳一   | 総務課長 今里 良二   | 施設課長 森松 光明  |
| 施設課長補佐 田中 金大 | 施設課長補佐 山本 修  | 管理係長 土井 勝好  |
| 施設課吏員 杉本 克也  | 総務課吏員 濱崎 和也  |             |

3 議会事務のため出席した者は、次のとおりである。

|          |           |          |
|----------|-----------|----------|
| 書記長 森 祐作 | 書記 船津 健一郎 | 書記 湯田 誠一 |
|----------|-----------|----------|

4 当日の議会に付議された案件は、次のとおりである。

|      |                  |
|------|------------------|
| 日程第1 | 議席の指定について        |
| 日程第2 | 会議録署名議員の指名について   |
| 日程第3 | 会期の決定について        |
| 日程第4 | 議会運営委員会委員の選任について |
| 日程第5 | 一般質問             |

- 日程第6 議案第12号 専決処分の承認を求めることについて  
(県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例  
の一部を改正する条例)
- 議案第13号 平成17年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳  
出決算の認定について

## 5 議事の経過

(午後1時30分 開会)

### ○議長(古川利光君)

皆さん、こんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成18年第2回  
県央県南広域環境組合議会定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は、11名でございます。定足数に達しております。今期  
定例会に説明員の出席を求めましたので、ご報告をいたします。

議事に先立ちまして、4月28日にご逝去されました、島原市からの選出議員  
でございました荒木兼作議員に対し哀悼の意を表したいと存じます。

御霊に対し黙祷を捧げます。

皆様、どうぞご起立をお願いいたします。黙祷。

( 黙 祷 )

### ○議長(古川利光君)

黙祷終わり。ご着席ください。

続きまして、南島原市発足に伴いまして新たに組合議員として選出されました  
議員をご紹介します。南島原市議会議員の岩永和昭議員でございます。

どうぞよろしく申し上げます。

(「よろしく申し上げます。」という者あり)

### ○議長(古川利光君)

次に、荒木議員のご逝去に伴いまして、島原市から新たに選出されました議員  
を紹介いたします。島原市議会議員の濱崎清志議員でございます。

(「よろしく申し上げます。」という者あり)

### ○議長(古川利光君)

よろしく申し上げます。

続きまして、2月の定例会終了後に開催されました議会運営委員会におきまし  
て委員長及び副委員長が互選により選任されましたのでご報告いたします。

委員長に諫早市の青木弘義議員、副委員長に雲仙市の町田誠議員が選出されま  
した。

よろしく申し上げます。

議事の進行上、仮議席を指定いたします。

只今着席の席を仮議席といたします。

ここで、管理者より発言を求められておりますので、この際許可します。

○管理者（吉次邦夫君）

議長、管理者。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

一言ごあいさつを申し上げます。

本日、県央県南広域環境組合平成18年第2回議会定例会を招集いたしましたところ、議員各位におかれましては公私とも大変お忙しい中、また暑い中をご出席賜り、厚くお礼申し上げます。

まず、新たに副管理者となられました方をご紹介いたしたいと存じます。

5月14日の南島原市長選挙におきまして当選されました松島世佳市長でございますが、本日は対馬出張でございまして、あいにくと、この悪天候のために搭乗予定の飛行機が欠航になったということで、少々遅れて来られるということでございます。

また、新たに組合議員となられましたお二人の議員の方々につきましては、今後のご指導、ご協力をよろしくお願いいたします。

さて、本県央県南クリーンセンターは昨年4月から本格稼働を開始いたしまして、1年5ヶ月経過をいたしました。2月の定例会の際に申しましたように、ダイオキシン等有害物質の拡散防止という目的を十分に果たしておりますと同時に、一般廃棄物の処理の方も順調に推移をいたしております。詳細は、後ほど事務局長の方から報告があるというふうに思っております。

今後も、経済的かつ安定的な処理を続けていく所存でございますので、ご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、本日提出いたしました議案についてでございますが、議案第12号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」ほか1件でございます。

よろしくご審議賜りますようお願い申し上げ、簡単ではございますが私からのご挨拶とさせていただきます。

どうかよろしくお願いいたします。

○議長（古川利光君）

それでは、日程第1「議席の指定」を行います。

議席は議長において指定いたします。

議員皆さんの議席番号と氏名を書記長に朗読させます。

書記長。

○書記長（森 祐作君）

皆さん、こんにちは。

本日、失礼いたしました、本年4月1日付で諫早市より派遣され、総務係長兼任書記長を拝命いたしております森でございます。今後ともご指導のほど、よろしくお願いいたします。

それでは、議席の方を朗読をいたします。

- 1 番、濱崎清志議員、
- 2 番、内田豊議員、
- 3 番、赤崎光善議員、
- 4 番、木村和俊議員、
- 5 番、山口一輝議員、
- 6 番、青木弘義議員、
- 7 番、水田寿一議員、
- 8 番、大久保正美議員、
- 9 番、町田誠議員、
- 10 番、酒井八洲仁議員、
- 11 番、岩永和昭議員、
- 12 番、北浦守金議員、
- 13 番、古川利光議員、以上でございます。

○議長（古川利光君）

はい、ありがとうございました。

ただ今朗読いたしましたとおり、議席を指定いたします。

ただ今から、全員協議会を開くため、しばらく休憩をいたします。

その休憩中に議席の移動をお願いいたします。

お願いします。

(午後1時37分 休憩)

(午後1時39分 再開)

○議長（古川利光君）

それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第2「会議事録署名議員の指名について」を議題といたします。議長において指名いたしたいと思っておりますので、ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（古川利光君）

ご異議なしと認めます。

よって、会議事録議事署名議員は議長において1番濱崎議員、2番内田議員を

指名いたします。

次に、日程第3「会期決定について」を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は本日一日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（古川利光君）

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日一日間と決定いたしました。

議事日程は、お手元に配布しております「議事日程表」により執り行いたいと思っておりますので、ご了承願います。

次に、事務局から発言を求められておりますので、この際許可します。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

皆様、こんにちは。

それでは、事業の状況等についてご説明をいたします。

その前に、新たに組合議員となられました濱崎議員、岩永議員及び副管理者となられました松島市長におかれましては、今後のご指導、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

それでは、搬入の状況で、についてでございます。心配されました3月、4月の異動時期のごみ搬入につきましては大きな混乱も無く、処理も順調に推移いたしております。

昨年度、平成17年度の総受入量は85,431トン、総処理量は86,663トンとなっており、処理量が約1,200トン上回っている状況でございます。

年間総搬入量が昨年度当初に想定していた量よりも少なかったことは、構成団体各市のごみ減量の取り組みの賜物であることを感謝申し上げます。

しかしながら、当初の計画ごみ量よりも多い状態であることは事実でございますので、ごみ検査の実施等、組合の努力も含めまして、各市に、より一層の協力をお願いいたしたいと存じます。

よろしくお祈りを申し上げます。

次に、平成18年度の搬入と処理の状況でございますが、4月の搬入量が6,913トン、処理量は6,741トン。

お手元に資料をお配りしてあるかと思っております。

5月の搬入量が7,671トン、処理量は8,593トン。6月の搬入量が7,

291トン、処理量は8,143トン。7月の搬入量が7,288トン、処理量は6,659トンとなっております。

参考のために昨年の状況を申しますと、平成17年の4月の搬入量は7,517トン、処理量は6,093トン。5月が7,780トンの搬入量で、処理量は6,786トン。6月の搬入量は7,464トン、処理量は7,895トン。7月の搬入量が7,641トン、処理量は6,620トンでございました。

また、7月10日からは1号炉を止めて耐火物の補修など、点検整備を実施いたしました。今月、8月の7日から再び3炉運転で稼動をいたしたところでございます。

稼動し始めて1年以上経過をいたしました。処理も軌道に乗ってきております。今後はこれまで以上に安定した、経済的にも効率の良い操業を目指して努力していく所存でございます。

ご協力、ご理解とご協力を賜りたいと存じます。

次に、4月に本格オープンいたしました、「のんこの温水センター」についてでございますが、4月の1日平均の入場者数は397人、5月の1日平均の入場者数は375人、6月は307人、7月は552人となっております。

特に、夏休みにはいりましてからは、数多くの住民の方々に来場していただいているようで、1日の入場者が1,000人を超える日もございました。

今後もこのような好調な状態が続いてくれることを期待いたしているところでございます。

また、ご承知のとおり、埼玉での、埼玉の流水プールでの事故がございました。県央県南の余熱施設「のんこの温水センター」でも組合、私共組合職員も含め、吸排水口の点検を実施し、安全管理の徹底を図ったところでございます。

以上、簡単ではございますが事業の状況等の報告とさせていただきます。

#### ○議長（古川利光君）

次に、日程第4「議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。

本年3月30日の南島原市の発足に伴い、議会運営委員会委員が1名欠員となっております。よって、議会運営委員会委員を1名選出する必要があります。

委員の指名は、議会委員会条例第5条により議長が会議に諮って指名することになっております。

これより、議会運営委員会委員の任期満了に伴う委員を議長により指名したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

#### ○議長（古川利光君）

ご異議なしと認め、議長により議会運営委員会委員を指名いたします。

11番、岩永議員。

岩永議員には議会運営委員会委員を務めていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、日程第5「一般質問」に入ります。

この際、議長から特にお願いをいたします。

発言時間につきましては、申し合わせによる時間内に終わるようにご協力をお願いいたします。

答弁につきましては、質問の趣旨をよく捉え、簡明、的確に答弁を願います。

まず、4番木村議員。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

通告書を出しておりますので、通告に基づいて質問をいたします。まず、クリーンセンターの追加施設の工事費についてお訊ねをいたします。

クリーンセンターが本格稼働を始めてから1年5ヶ月が経ちました。で、この施設は元々1日300トンのごみを処理する能力を持つ施設として性能発注されました。しかし、その能力が十分に発揮されないまま集まったごみの一部を長崎市のごみ処理場に委託をするなどの処置がこの間取られました。

また、施設の運転についても、助燃材としての天然ガスは当初の予算では1億2,000万円でした。しかし、決算ではこれの3倍を超える3億6,000万円に上っています。

また、高温反応炉に注入される液体酸素、これは、この施設の設計ではこの施設の中で製造されることになっていました。しかし、その製造装置が十分に能力を発揮できない、必要なだけの液体酸素が製造されない、ということで本格稼働の当初から外部からの液体酸素の搬入が続けられました。

また、施設の周辺の住民からは処理場からの悪臭に対する苦情も出されてきました。

こうした状況の中で、この施設にはやはりきちんとした発注どおりの出来が、なされていないんじゃないか、欠陥があるのではないかという、そういう疑問の声も出されてまいりました。

そしてまた、こうした追加工事がどんどんされていく中で、今後住民に対する負担が益々増やされていくのではないかという住民の不安も、不安の声も出されています。

私はこうしたことについて、これまでのこの議会の中で、管理者がメーカーに対してきちんとこういった事態に対して報告を求める、そしてメーカーの責任を



きちんと果たすように、そういう対応をしていただきたい、いうことを要望し、続けてまいりました。

まず最初に、こういったことについて、メーカーに対してどういう申し入れなり、対応をしてこられたのか、そういった経過について、まず最初にお聞かせ願いたいと思います。

二つ目は、こうした施設の追加工事、こういったものに、これらの費用の負担を誰がするのか、いうことについてお訊ねをしたいと思います。

17年度に行われた施設の追加工事は、水処理システムを1系統増やす工事や、また18年度に行われることになっている液体酸素の貯蔵タンクの設置工事、またシリカの除去装置の設置工事、予備炉の建設費など、総額で3億3,000万円を超す工事費になります。これまでの予算では、これらの費用を組合が負担する、いうふうになっております。

しかし私はこうした追加施設の建設費については、この施設建設の受注者であるJFEが負担すべきであると考えています。

その理由は、この施設は1日300トンの処理能力を持つ施設を建設する、いうことで性能発注されました。1日300トンの処理能力を発揮させる責任がメーカーにあるのは当然のことです。

議長にお願いをしたいんですけど、このことについて資料を一部、あの～、配らせていただきたいと思いますので許可をお願いしたいと思います。

○議長（古川利光君）

はい、わかりました。

事務局、資料の配布をお願いします。

（事務局 資料配布）

○議長（古川利光君）

では、木村議員続けてください。

○4番（木村和俊君）

はい。

今配らせていただいたのは、発注仕様書の中の一部です。これは、施設機能の確保に関することを定めたところです。これの「2」のところを見ていただきたいんです。

この契約、これはどういう適用範囲か、いうことで、2行目のところ、『施設の目的達成のために必要な設備、または性能を発揮させるために必要なものは、設計仕様書、設計図書等に明示されていない事項でも、受注者の責任においてすべて完備しなければならない。したがって、本項の「設計仕様書、設計図書等の記載の有無に係わらず受注者の責任」というのは、施設の機能（性能を含む）に関係するすべての責任を言うものである。』と、いうのが組合と受注者の間で建設

の時に結ばれた契約に基づく発注仕様書の中身なんです。

ですから、この施設の性能を発揮するために必要な施設、これを造るのは受注者の責任だ、というのは明らかなんです。

ですから先程申し上げましたように、液体酸素の貯蔵タンクを造ったり、あるいは予備炉を建設したり、シリカの除去施設を造ったり、水系統を増やす。これらは全てこの施設の追加の工事なんです。これらの工事の費用を私は組合が出すのは、この契約の内容から言っても、私は適切じゃない、契約書どおりに受注者の責任で必要ならば造る。これが契約の内容だ、契約の趣旨だと、いうふうに思いますので、このことについての管理者のお考えを聞かせていただきたいと思います。

併せて、契約書にはこういうふうに明記してあるにも係わらず組合が負担する、というのはどういう理由に基づくことなのかについても、説明をいただきたいとします。

大きな二つ目の問題は、余熱利用施設の問題です。

今年4月から運用が開始されております。これの運用については協栄ビル株式会社ですかね、ここに管理が委託をされております。その委託契約の内容についてですね、あの～、できたら委託契約書そのものをこう見せていただきたかったんですけど、それがあの、できませんでしたのでね、そのどういう内容で委託が、こう約束、契約がされているのかですね、あのまずご説明をお願いしたいと思います。

○議長（古川利光君）

答弁を求めます。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

まず第一点の、この、施設の状況でございますけれども、工事の関係でございますが、事務局長の方から答弁をさせたいと存じます。それから余熱利用の施設の問題でございますが、あの～、今年の4月から7月一杯まで、今現在、この利用した数でございますけれども、42,966名ということでございまして、非常にまあ、多くの方々に利用いただいております。今後ともですね、この利用者の方々にはいろいろなこのアンケートを取ってございまして、そのへんも、今後ともですね、どのように運用していくかということも、これに対して対処していきたいということでございまして、いずれにいたしましても、指定管理者の協栄ビル

とも十分まあ話をしながら、今後とも、この運営につきましては、いかんの無いようにしていきたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

あとは、あとは事務局長の方から答弁させたいと思います。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

木村議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに管理者の方から受託業者であるJFEに対しての、いろんな指示等はどうなされたのかというお訊ねだったと思います。

昨年来から、これはもう数回ではとどまらないと思いますが、本社の事業本部長、あるいは参与、それから九州支社長等、面談の折、あるいは直接管理者から電話をされたこともございます。

県央県南広域環境組合構成人口26万人のごみを処理する上では、1日も猶予は許されないと、JFEの全力を挙げて、誠意ある対応をしていただきたいと、何回も申し上げられたところでございます。

次に、追加施設についてのご質問でございます。

まず、シリカ除去施設につきましては、年間処理量を年間80,665トンとしての処理計画をしておりましたので、この処理計画どおりであれば2炉運転でシリカ除去設備は必要なかった訳でございます。しかし、計画を上回る多くのごみが搬入している状況下で、常時3炉運転が必要となっておりますので、この設置をいたすところでございます。

次に、同様に、液体酸素貯蔵施設の工事につきましても、本格稼動から1年以上が経過をいたしました。クレーン操作員やオペレーター等の習熟度も高くなってまいりましたが、今年度におきましても年間、いや、計画処理量よりも多くのごみの搬入量が想定をされております。また、酸素発生装置のトラブルによるごみ処理能力の低下を回避するため、コンサルタントも交えた協議、交え協議した結果、今回ホルダーによる液体酸素設備の常設を行ったものでございます。

先程木村議員から資料が配られました。発注仕様書の一部のコピーでございます。木村議員おおせつのとおり、全くそのとおりでございますが、ただ、私共はこの発注仕様書の、先程読み上げられましたが、あくまでもこれは施工、施設の施工段階においての事項であるというふうに理解をしておりますし、この引渡し後設計構造に欠陥があったため増設をするものではございません。

え〜、先程も申し上げましたが、計画ごみ量が年間80,665トン、今年度

も86,000トン程度が見込まれているため、計画量を上回る状況が続きますので、先程申し上げたようなシリカの除去装置、液体酸素の常設化、それから炉下部等こういうものを組合の施設という捉え方で、組合で設置をすると、このようにしたものでございます。

○議長（古川利光君）

木村議員。

（発言する者あり）

○議長（古川利光君）

余熱利用がある。

○事務局長（高田徳一君）

失礼しました。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

続いて余熱利用についてお答えをいたします。

まずあの、余熱利用施設の利用や運営状況についてでございますが、え～利用状況から申し上げますと、4月は10,321人、5月は9,737人、6月は7,987人、7月には14,919人、7月末現在で42,966人の方にご利用をいただいております。1日平均の利用者は409人となっております。特にあの、先程事業報告でも申し上げましたように、今月までは夏休み期間ということもございまして、特にプール利用、子供さんを始めとするプール利用が非常に多くあっているという状況でございます。

次に、指定管理者による運営状況でございます。

自主事業としまして、親子スイミング、これはあの幼児水泳教室であるとか、親子で参加水泳教室とか、そういうものでございます。それからシェイプアップアクア、これは水中で行うエアロビクスでございます。それから水中散歩、これはあの、どちらかといいますとある程度の方、ご高齢の方でもなさっておりますが、膝とか腰に負担のかからない水中散歩だそうでございます。で、このような10余りのレッスンを実施をいたしておるところでございます。

またあの、利用者の交通の便を確保するために、シャトルバス、巡回バスを運行をしておるところでございます。え～西諫早ニュータウン方面と諫早東部方面、この二つのコースを交互に運行をしている状況でございます。

それからあの、委託の契約ということでございました。これはあの～指定管理者制度を取り入れて、プロポーザル方式で、指定管理者を決定させていただいた訳でございますが、あの～、契約と言う形ではなく指定という行政処分によって、公の施設の管理権限を委任すると、こういう解釈から協定書を締結することが適

当とされておりますので、当県央県南広域環境組合の余熱利用施設についても指定管理者との間に協定を締結しているところでございます。

以上でございます。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

あの～、余熱利用施設については、あの私がお訊ねしたのはね、あの利用状況というよりも、その～協栄ビルディングですかね、これとの、こう契約のね内容を説明して欲しいということなんです。後で、ね。おおまかでいいですから。

あの～、最初のところの件でちょっとお訊ねしますけどね、今事務局長もおっしゃられたようにですね、発注仕様書には、施設の機能に関する全ての責任は受注者の責任だというのはもうそのとおりでというふうに認められましたけど、そのとおりでなんです。

だからね、どうして仕様書にそういったものについては全て受注者の責任だと明記してあるにも係らず組合が負担するのですかと、というのが私のお訊ねなんですよ。

ところが、そのことについてね、建設する施設が組合の所有になるとか、あるいはまた、ごみが計画以上に集まったからとか、そういうことを述べられました。

しかしね、どちらも私は理由にならんと思うんですよ。

建設する施設が組合のものになるのは当然のことですよ。これはメーカーのものじゃないんですよ。

それから二番目のね、ごみが計画処理量以上に集まってるというふうに言われました。しかしこれ、今のお手元に配ったのよく見てほしいんですよ。これをどういう適用するかというね、え～真ん中んところ、「したがって本項の設計仕様書、設計図書等の記載の有無に係わらず受注者の責任というのは施設の機能（性能を含む）に関係するすべての責任を言う」んだと、はっきり書いとるんですよ。

計画のね、ごみの計画量をオーバーするうんぬんということじゃないんです。300トンの処理能力を発揮する、その性能を発揮させるために必要な施設は全てメーカーの責任だと、というのがこの発注仕様書の内容なんです。

ですから、当初私が言ったようにね、能力を発揮するために必要な施設な、あの～、追加施設なんですよ、液体酸素のタンクを造ったり、あるいはまたシリカの除去装置を造ったり、水系統を一つ増やしたり、そういうことをしないと能力を発揮できん訳ですからこの施設は。だからそういった必要な施設の建設費に関わる費用は全てメーカーが負担しなさいと、負担しますと、というのがこの契約の中身でしょ。

どうしてこういう明確になっているにも係らず組合が負担しなければならないんですか。どうしてメーカーにそういった請求をしないんですか。契約書にこうなってるから、この分の負担をメーカー出してくださいと、いうふうにメーカーに私は請求するのが当然だというふうに思いますのでね、これ、ちょっと、できたらあの～管理者のご感想をお聞かせ願いたいと思うんですよ。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

只今のこの質問の内容でございますが、先程も事務局長が申しあげましたように、全体のごみの処理量をですね、え～何ヶ年間統計を取りましてそれを平均したところ、80,665トンだというんで、それを基本にいたしまして、そのためのですね、全体の流れといいますか、全体の処理の規模といいますか、そういったものを、枠がはまった訳でございます。

ですから、それ以上につきましてはですね、やっぱりあの本来は、できるだけあの各、この団体におきましてですね、市におきまして、このごみの量を減らすのが一番いい訳でございますけれども、なかなかそうはいかなかったというようなことございまして、8百、失礼しました、先程もあの確か報告があったと思いますが、8万なにがしかのですね、それ以上のこのごみが集まったというようなことございまして、そういったこともございますので、やっぱりあの、その施設の内容そのものが、先程申しあげたように80,665トンのですね、規模でしとると、もちろんあの一つ一つの炉の性能といたしましては100トンというものはできる訳でございますけれども、全体の容量をそういったことで決めましたのでそれ以上につきましてはですねやっぱりこちらの方で、いろんなこの負荷がかかりますんで、設備を整えた方がいいだろうというようなことからですね、実は先般この補正予算を組んで、組ませていただきまして、工事請負費を計上したようなことでございます。

以上でございます。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

まあ、よくわからんのですけど、そしたらあのお訊ねしますけど、あの～今お手元に配りしましたね、これの上から二行目のですね、施設の目的達成のために必要な施設、または性能を発揮させるために必要な、設計仕様書、こういったものですね、これらは全て受注者の責任ですと、いうのを明記してあるのがこ

のところなんです。

私はね、17年度のとか、あるいは18年度に計画されました、あの～いろんな液体酸素のポンペを造るとか、あるいはシリカの除去装置を造るとか、こういった一連の3億超すね、こういったのはね、ここに書いてあるね、施設の目的達成のために必要な設備だと、いうふうに思うんですよ。そして当然に性能を発揮させるために必要な施設だと思うんです。

ですから当然私は契約書どおりに、このことについては受注者が出してくださいと、そういう態度を取るのが私は管理者としてのね、当然の態度だと思うんですよ。どうしてこういうお金を組合が出さなければならないんですか。

そのことをもう少し明確にね、ご答弁をお願いしたいと思いますよ。

**○事務局長（高田徳一君）**

事務局長。

**○議長（古川利光君）**

事務局長。

**○事務局長（高田徳一君）**

あの～、重ねての性能発注書についてのご質問でございますからご答弁申し上げます。

まずあの～、この性能発注書、読み上げられたとおりでございます。私共は何もそれを否定はいたしてはおりません。

ただ私共といたしましては、性能発注をいたしました、その後、正式に入札をし、落札をし、その業者と工事請負契約をし、実施設計をし、というプロセスを踏んで、最終的には完成をし、引渡しを受けるという形になった訳です。

したがってこの発注仕様書の文言につきましては、施工段階においての事項と、こういうふうに理解をしております。

また、もう一点は設計構造に欠陥があったために今回の、本年度の2億円、それから昨年度の水処理施設1系統、これをする訳ではございません。性能は先程の事業報告でも申し上げましたとおり十分に性能は発揮していると私共は理解をいたしております。参考までにもう一度申し上げますが、じゃあ平成17年度で300トン以上の処理をしたのは何日あるのかということでございます。

3炉運転した日にちが平成17年度では261日でございます。3炉運転をした日でございます。このうちの14パーセント、37日は300トン以上の処理をしている訳です。分かり易く申しますと一週間に1回は300トンの処理ができる訳です。

さらに、1炉、ご承知のとおり炉は1炉100トンの処理能力を備えたものを3基設置をいたしております。したがって300トンの処理ができるということになる訳ですが、その1炉ごとに100トンを超えた日数、これも明確に出てお

ります。

1炉ごとに100トンを超えた日数は321日ございます。だから十分性能は発揮をされておると私共は理解をしております。

で、そういうものを踏まえて、施設のごみ量が、何回も申し上げますが、ごみ量が86,000トン程度が本年度も搬入が想定をされております。昨年度も同じでございます。それを処理するためにはどうしても80,665トンで計画をした処理能力、処理施設のキャパでは厳しい面もあるために、2億円と昨年の4,000万の水処理施設を追加をして、十分90,000トン程度までは処理ができる処理にすると、こういうことで、性能が発揮されてない、欠陥があるということではないということをお願いしておきたいと存じます。

#### ○議長（古川利光君）

事務局長に申し上げますが、質問に的確に簡潔に答弁するようにお願いしておきたいと思えます。

今ですね、木村議員の質問の途中で僕から恐縮ですけど、その、あの議会にも責任があるというようなことをですね、感じまして、その、どのようなことでその、そういうのを、あの、負担をしなければいけないかということで、議会運営委員会で福岡に行きましてですね、協議をしました。そして、なかなかそれははっきりできんのだけど、しかし、ただその問題は80,000トンにごみ量を減らした時にはこの契約どおりなるかどうかということのをですね今投げかけてですね、今協議をさせてるということは議会運営委員会では、そのようなことは議会としてもやってるということをお知らせをしときたいと思えます。

木村議員。

#### ○事務局長（高田徳一君）

すいません。議長。

#### ○4番（木村和俊君）

議長、あの、わかりました。えっと、あの～、今あの事務局長はね、私が先程配らせていただいたその発注仕様書のこの契約に基づく、規定のところですね、これについてね、それはその施工段階の取り決めであると、いうことでね、あたかもこれは施工段階のことであって、もう完成した後はねこれに縛られないと、というような趣旨の答弁をされたんです。

私はそうじゃないと思うんですよ。そういう認識なんですか。そういうことだったらね、この発注仕様書というのはね、もう効力がないと、これには縛られる必要はないと、というような説明のようですけどとんでもないことですよ。この発注仕様書は、ちゃんとこういったことでその建設をしてくださいと、そいで建設をした後にはこういう責任を持ってくださいと、建設した後の運転のことについてもきちんと性能を発揮させると、発揮させるのに必要な施設が必要ならば、そ



ういったものは全てメーカーの責任でやりなさいと、いうことで建設した後のね、そういった後のメーカーの責任までもきちんと明確にしてあるのがこの取り決めだと、発注仕様書だと、いうふうに思いますのでね、そこんところもう一度きちんと説明をしていただきたいと思います。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

はい、あの～、これは当然あの保証、あるいはかし担保、ここらへんまでそきゅうすることも当然想定した上での契約かれこれもなってる訳です。したがって先程も申し上げましたとおり、保証期間、かし担保期間、ここらへんがちゃんと明確に謳ってございますし、引渡し後も5年間というのは保証期間がある訳です。だからその間で処理能力が発揮できなければ当然受注者であるJFEエンジニアリングの責任に帰すべきであると、こういうふうに解釈をしておるところです。

だから先程申し上げますように全く処理は、順調に処理をされてる訳ですから、JFEの負担というふうには考えておりません。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

はい。そしたらね、先程あなたがね、これは施工段でのことだからと、いうふうに言われたのはどういう意味なんですか。施工段階のことだから、もう施工は終わって引渡しを受けてるんだからこれには縛られないという趣旨だったんですよ、あなたのは。

そこんところをきちんとね、私はそうじゃないと。当然完成した後もこの取り決めには縛られると、受注者は縛られると、いうふうに認識をすべきだと思っておりますのでね、もう少しあなたの真意を聞かせてください。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

あの～、何回も同じことを繰り返しになりますが、あくまでもあの、責任が無

いとかということをお願いする訳ではございません。当然発注仕様書というのは、JFEエンジニアリング1社についてのみを求めた訳ではございません。少なくとも複数の企業に対して発注仕様書を提示し、それなりの提示を求めた訳でございますから、それぞれのメーカーが、それぞれの性能を提示した訳です。それに基づいてきている訳ですから責任は当然ある訳ですが、今申し上げましたように、さらに申し上げるならば正式引渡しよりの5年間の保証期間がありますと、保証期間に係わらずいろんな過失等によったかし、かし担保については、保証期間は15年間という明文化もある訳ですから、その分でJFEが負担をするというふうに申し上げる訳です。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

そしたら端的にね、あの～あなたは先程この発注仕様書は、施工段階のことだと、いうふうに言われました。

そうしますと、もう施工終わって、完成して、引渡しを受けてるんです。今の時点で、この契約書、発注仕様書はメーカーとか、あるいはこちらの発注者、これを拘束するものじゃないと、いうことなのか、あるいは引き続きこれは効力がある、両方を拘束すると、いうことなのか、どちら、どちらですか。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

あの～、当然それが無効とか何とかちゅうことを申し上げる訳じゃない訳です。

発注仕様書ですから、引渡しを受ける前では当然それに基づいてピシッとやっていたらちゅうことにはなりますが、ただ、先程申し上げたかと思いますが、いわゆる入札し、受注した業者は、さらにその後、実設、実施設計図書、それから工事請負契約書等の契約も取り交わしてる訳です。だからそういうものを踏まえて最終的に完成後は検査を受けて引渡しと、こういうことにはなりますから、一つのプロセスではある訳ですが、だから無効であるとか、あるいはもう効力が無いとか、そういうことは全く私は申し上げておりません。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

はい、議長。

だからねえ、そういう、そのもう施工段階のことだからうんぬんとかね、そういう紛らわしいことじゃなくて、現在もこれは当然双方に生きてる訳ですから、これで縛られると、いうことはきちんと確認をしておきたいと思います。

それですね、あの～、ここに書いてある、その、性能を発揮させるために必要なものと、この性能というのはね、私は発注した時の1日300トンの処理能力、処理性能、このことだというふうに思うんです。なにもこれのね、年間8万、何千トンですかね、221トン1日、このことを指してるんじゃないと、これはあくまでね、221トンうんぬんは、今後運用していくあ、運用していく上でのね、処理計画の中で出てきた数字なんです。この施設の能力というのはあくまで1日300トンのごみを処理する、これがこの施設の処理能力なんです。

ですからここに書いてある、能力というのは、性能というのは1日300トンのごみを処理する性能、能力、こういうふうに理解すべきだと、これは当然のことだと思うんですけどいかがですか。

どうしてここに221トンとかいうのがね、無理やり入り込む余地があるんですか。

そこんところのお考えを聞かせてください。

（発言するものあり）

○議長（古川利光君）

木村議員、木村議員ですね、ちょっと、あの質問とそれ、ちょっとチグハグなようなこう形になってるので、ちょっと休憩してですね、あの、議事精査させますので、しばらく休憩します。

（午後2時19分 休憩）

（午後2時25分 再開）

○議長（古川利光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続行いたします。木村議員。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

はい。

あの～、そういうことでねえ、ま、時間もなんですから、私は、ここに書いてるね、性能を発揮させるために必要な、というのはね、あくまで300トンのね、

能力を発揮させるために必要な、施設その他はね、受注者の責任ですよと、いうことはこれは当然のことだと思うんです。

そいでまあ、そのことについてね、あの～、まあ300トンというこっじゃなくて221トンうんぬんというようなこともここに関係してると、まあそのへんで議会の方ではね、あの～メーカーとも話をしよると、いうあの議長の説明でした。

議会のそういう対、あの対応のしかたはね、私は議会としてね、あの当然、のことだし、喜ばしいことだというふうに思うんです。私は今、議長からそういう動きをしてるというのを初めて聞かしていただいたんでね。

私はね、議会がそういうふうなね、メーカーに対してやはりそのへんをきちんとしなさいと、説明もきちんとしなさいと、そういう動きをしているにも係わらずね、そしたら管理者はどうしてるのかと、一番の当事者でしょ。

そのへんについてねもう少しきちんとしたね、対応をやっていただきたいと、いうふうに思いますので、管理者の、そのへんについてのお考えをね、聞かしていただきたいと思います。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

なんか、何も私やってないようなこと言ってますな。そうじゃありませんよ。議会のね、議会がその、議長さんがさっきおっしゃったようなことは、もうずっと前から、去年の4月、その、この運転を開始してからね、ずう～っと私言ってるんですよ。それはそうですよ。（発言するものあり）

いや、だからね、だからなんが、何もやってないようなことを言うからね、それはない訳ですよ。

そもそもですよ、この施設を造るのはダイオキシン対策なんですよ。で、広域でやっていこうというんで、広域、このダイオキシン対策の場合には小さな炉ではなかなか大変だと、だから100トンクラスの炉を造らにやいかんと。それを何基造るかというのがまず問題。だから、26万人か27万人ですか、当時の2市15町ですね、これを組合を作ってやり始めたんですが、その際にですね、やっぱりあの、ま、100トンクラスのを2炉ではもちろん少ないですね。で、まあ3炉は造らにやいかんだろうと。

だから、一つ一つの炉の性能はですね100トンあるんですよ。ただ全体ですね、これは国庫補助金の問題もございますけれども、この2市15町のごみの処理状況を見てみますとですね、で平均しますと、さっきから言うように80、

665トン。だから、それは一つの枠があるんです。これは国庫補助金を頂く場合にそういったこの枠がある。だから、それがまず基準として、その仕組みの中にどういう、どのようなこの規模を造っていくかということなんです。

だから一つ一つはですね、100トン処理する性能はあるんです。だから、それがあくまでも基準になってくるものですから、ですから、あの～私共実際やり始めたら、さっきも話をしましたように85,431トンですか、昨年、17年度がね。そういったこの搬入量がございますんで、5,000トン、4,500トンぐらいオーバーしとるんですね。しかし実際の処理量は1,200トンぐらいオーバーしとります。だから、あの～、それだけ実際の処理は86,663トンということでございますんで、十分あの、この規模に対しましては性能を發揮しておると、私はそう思ってます。

ですから、あくまでもですね80,665トン、221トンが基準であるものだからですね、あの～、そんなことで、もちろん会社ともしょっちゅう話をしております。できるだけですね会社で、あの～いろいろこのメンテナンスもございます。メンテの関係もですねいろんなこの、常時このいろんなメンテの関係もございますんで、そういったこともですね、できるだけまあ会社の方で負担していただく、そのようなことを、まあお願いをしとる訳でございますけれども、これはまあ設備の問題でございますから、最初に、冒頭にあの言いましたような一定の規模、以上の状況でございますんで、その設備についてはですね、やはりこちらの方で負担せざるを得んというようなことでございます。

ですから今後あのいろんな運転経費につきましてはですね、3カ年でというようなことで、3カ年後にいろいろ向こうとも話をします。現在ももちろんずっと話を続けておりますけれども、そういった状況でございますんで、この、酸素の問題、あるいはあの炉の入れ、予備の炉の工事ですね、そういったものにつきましては、あの私の方で税金でさせていただいているというような状況でございます。

ですから、そのへんを、全体的なことをですね、十分頭に入れていただきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○4番（木村和俊君）

はい、議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

あの～、全然、その～、どういうことを言っておられるのかよく分からんです。

私は、あのお願いしたのはね、管理者としてもね、メーカーに対してやはりこの～仕様書のとおりね、やはり責任を果たしてくださいと、そういう対応をね、やっぱり引き続きやってくれと。そういう態度をこの議会で表明してくださいと。

そ、これまでもやってこられたでしょうけどね、あらためてやはりきちんとね、やっぱりやってくださいということを要望したんです。

まあ、その～、いいです。

それでね、なんで私がね、こうしつこくこのことを言うかというね、これはね、もう今後のことがかかってくるんですよ。これまでで出したのはその3億いくらかでしょうけどね、今度どういう施設がどれだけ必要になってくるのか。こういったものが全てね、組合の負担になったらとんでもないことですよ。ですからそういったことについてね、やはりきちんとメーカーに対して言うべきことは言うのと、約束は守ってくれと、いう態度を取つかんと、これから次から次にいろんな追加施設が出されてきたらどうなりますか。そういったものが全部組合の負担になる、住民の負担にのしかかってくる、いうことになったらね、大変なことになるぞと、いうことを私は心配してるからくどくこのことを言ってるんです。

で、時間もないですから次に移ります。

それであの～二番目のね、あの～、下の余熱利用施設のことで、まあ後でその委託契約書その他はですねあの見せていただきたいと思うんですけど、一つだけあのお訊ねしますが、これがオープンした時のあの新聞記事を読んでいたらね、あの～初年度は供給の電力が不足するので、あの～1, 800万程は別にその負担をせんといかんのじゃないかと、予定をしてると、そういう記事の内容がありました。

この1, 800万というのは、どこが負担するということになるんでしょうか。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

え～っと、あの、余熱利用施設の質問の前にあの先程の性能発注仕様書ですみません、あの議長からもちょっとご指摘もいただきましたので、事務局長からも一言申し述べさせていただけば、あのご覧のとおり性能を発揮させるために必要なものは、という文言が明確に謳ってある訳でございます。したがって、何度も申し上げましたが、300トンかけ365の契約でもございませんし、計画ごみ量は80, 665トン、1日にしますと221トンの処理という形が前提になっていると。処理、いわゆる性能は十分、先程も申し上げましたとおり発揮されていると、こういうふうに理解をしておりますので、もう一度申し上げ、述べ

させていただきたいと存じます。

で、今の余熱利用施設の電気代の件でございます。あの～、この電気料は、元々は余熱利用でございますから、ごみ処理施設で出るエネルギー、あるいは発電する電力、こういうものを有効利用して、その施設を運転するという形でございまして、

ただ、設計の段階等で、どうしてもその分だけで、ごみ処理施設だけの電力では不足することが想定をされるということが出てまいりましたので、九州電力から電力を買うことも必要だということで、電気料金1,769万2,000円、これを当初予算で計上させていただいたところでございます。

これはあの～、プロポーザル方式で、指定管理者を募集した際も、その分については指定管理者の負担ということではなっておりませんでしたので、当然組合としてこの電力量は負担をすると、こういうことでございます。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

議長。

あの、もう最後にしますけどね、あの～、この指定管理者制度の指定の仕方は、利用料金制だというふうに理解をしております。

ですから、指定管理者がこの施設のお客さんから頂く利用料金でこれを賄うというのが原則になってる指定の仕方だというふうに思うんです。

そうであるならばね、やはり、必要な経費、電力料金その他も料金の中からきちんと賄うというのが本筋だろうと思うんです。

ところが、処理施設の方からの予定したとおりの電力は供給できないというような理由付けでその1,800万はね、こっちの組合から別枠で出すということのようですからね、まあ、別の機会にまたお訊ねしますけどね、そういったことになるかね、まあ、いろいろその～指定管理者のこっちの契約は片方あると、しかし、こっちの施設の方で、またそれ以外にね、あのいろんな負担がその想定されると、いうのを非常に私心配してるんです。

ですから、まあ、そのことについてはもう、またあらためてね、あの別の機会でお訊ねをしたいと思しますので、その時はよろしく願います。

以上で終わります。

○議長（古川利光君）

はい。

続いて、9番町田議員、願います。

○9番（町田誠君）

議長。

○議長（古川利光君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

はい、あの～、私、雲仙市議会から参りました、町田でございますけれども、私は二番目に通告をさせていただいた関係上、一番目にこの、木村議員が詳しく後生丁寧に質問されたものですから、やはり競合する点が多々あるような気がいたします。それで、その点がですね、あの～、大変執行部の方にもご迷惑かと思っておりますけれども、ご指導方願ひまして、一応省くところは省いてですね、お訊ねをしていこうと思っております。

なお、執行部の方より質問用紙についてのファックス等もございましたけれども、私も、それなりの、あの～文章は作りきる、こと(?)にすることは、趣旨は考えきると思っておりますので自分なりで作成いたしましたので、ご指導方よろしくお願ひしまして、あいさつ、あの～、質問に入る訳でございますが、まず質問に入る前にですね、お断りしておかなければならないことは、やはり私も、議会運営委員会の副委員長を仰せつかっておる訳です。それで先程あの～、古川議長さんからも話があったとおりに運営委員会でもそれなりの勉強会を開いて、7月30日に、7月10、10日やったですかね、福岡のJFEに青木委員長はじめとして、勉強に行つて真剣に勉強してまいっております。それで、それを敢えて私がここで質問するのは、まあ、お訊ねするのもどうかと思ひましたけれども、やはりこの議員さんは公平に末端までお互いに知恵を出しあつて知られる、知り得る、あの～義務があられると思ひまして、私は敢えて質問に立つた訳でございますから、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、あの質問に入ります。県央県南クリーンセンターは平成17年度稼働が始まり、焼却処理の開始、開始して1年4ヶ月を経過した。当初JFEエンジニアリングの説明が不明瞭で、今回初めて組合議員に雲仙市議会より選任を受け、勉強する中で、どうしても納得がいかない点が多々ある。県央県南26万人の可燃ごみを処理を行う上で、建設前に行われたメーカー側の説明ではLNG点火、あの～天然ガスですね、は、炉の立ち上げ時のみ使用すると話じゃなかったかと思ふ訳であります。実際には毎日の処理に助燃材として大変多くの量を使つているようである。同様に、酸素は施設で発生させ、これを利用する当初の説明であつたかのように思ひますが、その後液体酸素の件で常時使用する必要性について組合側に明確な説明はあつたのかどうかお訊ねします。

最初プラントメーカーの説明では自転車でも何でもごみと同時に溶かす施設である、ということを知り、それが脳裏にあります。現在の状況をお訊ねする次第でございます。

また、先の組合議会で、組合側とJFEエンジニアリングとの覚書について概



要版という形で組合側に提示がありましたが、LNGまたは液体酸素など助燃材を使用することについては一切書いてないような気がします。今一度、覚書の原本のコピーでもまあ結構ですので、示してほしい。

もし、提示することができないのなら、それなりの理由をですねお訊ねをしたい。

雲仙市議会より、大久保正美議員、そしてまあ私、議長、三人で同僚議員より18年度当初予算の件で大変指摘を受けたこともあります。今後は、明確な理由、もしくは改善、不透明な部分など、JFE側よりプラント建設時に組合に説明していなかった過失部分の説明責任など、今後に向かって改善あるいは補償を明確に示す覚書のさらなる取り交わしが急務であると思うところであります。

まあ、私もあの～議員に上げて、このあの管理者、副管理者、私達もですけども、議員に当選をさせていただいて、やはり4年先のことは分かりません。この4年間の、上げてもらってから4年間の給料取りで言っても過言じゃないと思います。そしてこの関係議員として私達もあの雲仙市は2年間の交代でございます。けど、あの～課せられた期間にですね、やはり後世に譲ってもいいようなすばらしいですね、有終の美でですね、勉強させていただいて、県央県南のですねあり方をですね、存在感を示すためにここで質問に立った訳でございます。

どうぞ、よろしくご理解の程をお願いいたしまして、一応の質問はこれで終わります。

○管理者（吉次邦夫君）

議長。

○議長（古川利光君）

管理者。

○管理者（吉次邦夫君）

管理者。

え～、町田議員のご質問にお答えを申し上げます。

建設に際しましての当時のこの説明会でございますけれども、メーカー側の説明といたしまして、施設のこの長所を強調した説明が行われております。

特に天然ガスの使用についての説明がやや不足していたのではないかなというのは、こう気もいたす訳でございます、JFEエンジニアリングに対しまして、この件につきましては嚴重に注意をしたところでございます。

天然ガスの使用状況につきましてはJFEエンジニアリング側も、平成17年度の使用料はかなり多くなったということは認識をいたしております。で、今後は削減計画を立てて、減量へ向けて努力したいとのことでございますので、その費用については応分の負担を考えたいということでございますので、今後とも協議を続けてまいりたいというふうに考えているところでございます。

あとの細かいことにつきましては、事務局長の方から答弁させたいと存じます。  
以上でございます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

え～それでは町田議員の質問の天然ガスの使用量についてお答えをいたします。

実際の天然ガス、LNGの使用につきましては、均質化炉、炉下部、炉上部で熱量の不足を補うためと、酸素濃度の調整のために使用しており、他にも脱ガスチャンネル用熱風発生炉と、燃焼放散塔及びボイラーでの種火として、またガスエンジンによる発電を補うためにも使用しております。

使用量が多くなった理由といたしましては、想定していたごみの量が年間80,665トンよりも多かったことから、当初予定していない常時3炉運転を行ったこと、その他にごみの成分からスラグの融点が高いため、高温を維持する必要があり、ガスの使用量が増えております。また、初年度ということもあり、運転操作員の習熟度が低かったことなどによるものと考えているところでございます。

次に、酸素を別途購入する必要性について、事前にメーカーから説明があったのかというご質問でございます。

当初はそのような具体的計画の説明はあっておりません。しかしながら、想定した以上のごみの搬入があり、そのために常時3炉の運転を行うことになり、酸素量の増加が必要となりました。併せて、万一酸素発生装置のトラブルでごみ処理能力が低下し、ごみを受け入れることができなくなった場合には、構成自治体26万人の生活に多大なご不便、ご迷惑をかけることとなるため、これを回避する目的で、バックアップ用としてメーカー負担で昨年度は仮設したものであります。

その後、仮設では無駄が多かったため、本年度で、本年度に常設化をしたものでございます。

次に、性能保証に関する覚書につきまして、平成17年8月議会におきまして、議会運営委員会が開催されました。

その中で、企業の営業ノウハウに関する内容や、用役費の保証範囲や、精算方法などは3年後の精算となっているため現時点で公表をいたしますと、途中の時点での数値が一人歩きし、誤解を生むおそれがありますので、その公開は控えさせていただくことにご理解をいただいたところでございます。

しかしながら、公開しても差し支えない範囲で、いわゆる概要版を作成し、平成17年10月臨時議会におきまして議員の皆様にお配りをしたという経過が

ございますので、何卒ご理解を賜りたいと存じます。

○9番（町田誠君）

はい、議長。

○議長（古川利光君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

はい、ありがとうございます。

あの～ですね、あの～、7月10日の日に、福岡に行って、話をする中でですね、どうしてもこのあの助燃材について、話をするとこの山田純夫というあの参事監ですかね、この人がですね、どうしても語尾がにごる訳ですね、委員長もここにいらっしゃいますけど。それで、それは、ガスは、助燃材は要るて最初から言ってるんですよと、こう言う訳です。

しかしそれは聞いてないと、私は副管理者の前の床井町長から聞いてきて、上げなことは聞いてないと、自転車でも溶かすということだったろうということを使う。それから、そういうことであれば私の他にどなたかが言ったかもしれないですね、てゆうて、こういうふうな会社ですね、その幹部のこう話ですよ。業務引継ぎその他なされていないのかですね。それで、あなた方はこの、私達のこの施設を臨床的な実験の場に使ってるんじゃないかと、私はその場でも私も言ったくらいです。

それであまりにもですね、これはもういいことじゃありますけれども、ダイオキシン対策、ダイオキシン除去対策にですねあまりにも神経を走らせて、それが組合に過剰に負担がきてるんじゃないかろうかと、これは私の素人考えなんですけど。まあ、ダイオキシンはですね、あの～かし、あの～猛毒でありますからこれはいいことでもありますけれども、あまりにそれが一人歩きしてるんじゃないかと思う訳です。

それで、やはり施設というものは、まあ自分の住家でもいっしょですけども、余談ですが、造ってしまつて、ああ、あそこも、ここもということは多々あります。それは私も十分理解できます。あの造つてもてから、あらしもたねえ、階段はここが良かったとか、玄関はこっちが良かったということは、多々、それも、何回となく設計をですね繰り返して、うえでもそらあるんです。

それでそこんところは十分私も風袋は引きますけども、あまりにもですね、やはり私達は地元の議会に帰れば説明責任がありますので、なんしちょっとかて、私達はほんと言われてですね、それにやはり返す言葉も無いようでは任務が果たされんもんだからここでこうやって、やはりあまりいい話じゃないけれどもですね、執行部にお訊ねする訳です。

しかし、こういうこともあと2年、2年から1年間なんです。それで、あの～

交替するものですからですね、それで、やはり、これは永遠に続く訳ですから、やっぱ安心、安全なですね施設であるために、もう少しですね、このやっぱりあの～、LNGガスですね、こういうふうなととか、いろんなこの助燃材に関してはですねもうちょっと住民に周知していただきたいと思う訳です。

それであの、先程ですねあの～、事務局長が話された、自前でそこでそのガスを発生させてするて、その装置のそこらへんをもう一回説明してください。あの～天然ガスじゃなくてですね、あの～どこ、どこやったかな、言われたですね、局長ですね、そこを、そこをもう一回説明ください。お願いします。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

すいません、あのアンコールだそうでございますから。

え～酸素の別途購入ということでございますか。（発言するものあり）

はい、はい。

これは酸素を別途購入するという必要性につきましては、事前にメーカーからの説明が無かったかというご質問だったと思います。

当初はそのような計画は私共も聞いていなかったということでございます。

しかしながら、想定した以上のごみの搬入があり、そのために常時3炉の運転を行うことになり、酸素量の増加が必要となり、ました。併せて、万一酸素発生装置のトラブルでごみ処理能力が低下し、ごみを受け入れることができなくなった場合には、構成自治体26万人の生活に多大なご不便、ご迷惑をかけることになるため、これを回避する目的でバックアップとしてメーカー負担で仮設したものであります。

その後、仮設では無駄が多かったために、平成18年度、本年度に常設化をした、ということでございます。

○9番（町田誠君）

はい、議長。

○議長（古川利光君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

あのですね、私達のその雲仙市議会では、局長、あれいつやったですかね、視察に来ましたね、議員全員ですね、させてもらって、その時にやはり帰ってですね、やはし、局長の説明で2炉運転になったら酸素もガスも要らないんだという、この認識はある訳なんですね。

それで、それは恐らく、私は間違いじゃなかろうかと思ったんですけど、そういうふうな考えを持っておる人も居ります。

それと、ごみの質が悪いためにと言うから、雲仙市だ、あのこの県央県南のごみの質だけどうして悪かろかと、いうこともJFE側にもお訊ね、他の議員さんもお訊ねした訳でございますけれども、やはり要は、その2炉運転、3炉運転になって、なったその違いですね、その酸素の量、必要なのか、その点をあの、もう一つ、説明願いたいと思います。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

現在のような3炉での運転ではなくて、まっ限りなく2炉運転、必要な時だけの3炉運転の場合に、天然ガスは使わなくていいのか、あるいは酸素は要らないのかというようなお訊ねかと思えます。

まず天然ガスの使用量は、ごみ質とごみ量に左右されることが大であります。1年を通じて2炉での運転というふうになりますと、現在と比べて使用量自体は減ってくるということが想定をされております。JFE、いわゆるメーカーも今後の天然ガスの削減運転の計画も、計画を検討しておりますので、安定した無駄の無い運転が出来るものと考えております。

しかしながら、炉内で酸素と天然ガスを吹き付けて最大2,000度でごみを溶融しております。均質化炉では溶けたスラグが途中で固まらないように、天然ガスで溶かしておく必要がございます。

また、燃焼放散塔でも事故防止のために種火として使用しております。

したがって、2炉運転になりますと3炉運転に比べ、少なくなると考えておりますが、使用量が無くなるものではございません。

以上でございます。

○9番（町田誠君）

はい、議長。

○議長（古川利光君）

町田議員。

○9番（町田誠君）

最後になりますますがですね、このJFE側とのいろいろ今後の約束事等がございましたら、この前議運で私申しましたけれども、絶対、あのまあ、こういうことではないと思えますけれども、口頭じゃなくてですね、厳しいその覚書等ですね、念書なりを交していただいて、約束事をしていただくことをですね、さらにお願

いして、質問を終わります。

答弁ありません。以上です。どうもありがとうございました。

○議長（古川利光君）

これにて、通告されました一般質問は全部終了いたしました。

午後3時まで休憩いたします。

(午後2時55分 休憩)

(午後3時 2分 再開)

○議長（古川利光君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

次に日程第6に入ります。

議案第12号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

それでは、議案第12号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」についてご説明いたします。

この議案は、平成17年11月7日に公布されました、「一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成17年法律第141号）」が平成18年4月1日から施行されたことに伴い、これに準じて制定している「県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例」の改正が必要となりましたが、議会招集の日程調整ができなかったため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第3項の規定により、これを報告し、ご承認をお願いするものでございます。

改正の主な内容は、給料表の見直し、昇給制度の見直しであり、9級制の給料表の構成の8級制への再編成、特別昇給と普通昇給の統合、昇給時期の統一及び新給料表への切り替えに伴う経過措置等となっております。

また、給与条例の一部改正による級構成の再編に伴い、旅費支給条例等関係条例の整備を行っているところでございます。

以上で、議案第12号の説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜り、ご承認いただきますようお願いいたします。

○議長（古川利光君）

これより議案第12号に対する質疑に入ります。

○2番（内田豊君）

議長、2番。

○議長（古川利光君）

内田議員。

○2番（内田豊君）

え〜、若干質問をしてみたいと思ってるんですけども、昨日のですね議運でも若干説明いただきました。

その中でですね、号級とそれから職員の皆さんの昇給延伸とかですね、え〜こともあるということなんですけども、現在のその職員さんの待遇については変更ないということなんですけども、若い人がですね、将来、今後ですね、かなり大きな変動があるということも（聞き取れず）してるんですね。で、そうした場合にですね、例えばその30歳の、現在30歳の方が、将来の、その賃金ですね、変動とか、言いますかね、こういったものについての差あたりは、差が、差がですよ、どのようなものになっていくのか、例えば額的なものが出るのかどうかですね、まあ、もしくはパーセント、パーセンテージみたいなものが出るのかどうかですね、このあたりについて、もし分かれば教えていただきたいと思います。

○総務課長（今里良二君）

はい、総務課長。

○議長（古川利光君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

今ご質問の給与法の改定によりまして若年層、30歳の方の差ということなんですけども、恐れ入ります、ここで今その数値を持って参っていないところでございます。恐れ入ります。

また、あの次の機会にでもご説明させていただければと思うんですけど、申し訳ございません。

○議長（古川利光君）

内田議員。

○2番（内田豊君）

議長。

あの、恐れ入ります。

具体的な数字じゃなくてもですね、例えばそのなん、パーセンテージ的にですね、まあ、20パーセント、30パーセント下がっていくとか、いうふうなことは報告はできませんか。

あの、確実に下がるということは決まっているんですよ。そうじゃないんで

すか。

○総務課長（今里良二君）

はい、総務課長。

○議長（古川利光君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

はい、この改定につきましてもそれぞれの関係の市の方の改定と同じものを使っておりますので、それぞれの市でもご説明あったかと思うんですが、私共の方でもそれと同じような改定をさせていただいているというようなところでございます。

と、あの、と申しますのは、派遣職員で構成しているということもございしますので、そこで不利益が生じないような形をとということで考えておりますので、そのところでご理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（古川利光君）

あの、課長にお願いしときますけど、これは、やっぱりこういうのは少し事例として、答弁として持っていくようにお願いしておきます。

他に。

他にございませんか。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

私もね同じような趣旨のことをお訊ねしようかと思っていたんですけど、この改定によって職員に具体的にどれくらいのね影響が出てくるのか。そのへんねえ、まあ、詳細なことでもなくでもいいですけど、あの～市議会の方ではね、大体いくらでしたかね、4.8パーセントですかね、のその減になると。ま、これはあの5年かけてやるということで、諫早市の場合ね、大体5年間で、ま、これのその分が、影響がですね、多分5億ぐらいになったというふうに思うんです。

それで、この環境組合の場合は職員数はもう少ないからね、金額的にはなんかも知れんけど、しかし具体的に職員に対しては同じ比率で影響がこう出てくる訳ですね。

そのへんもう少しこう、もう全く市の場合と同じということのようですけど、もう少しなんか説明できんのですか。

○総務課長（今里良二君）



はい、総務課長。

○議長（古川利光君）

総務課長。

○総務課長（今里良二君）

はい、あの～、ご質問のとおりでございます、市、諫早市と同様の内容になっております。

ただ、おっしゃるように具体的な数字につきましては、確かに人数は少ないもんですから、影響額というの、額とすれば変わる訳ですけれども、パーセント的には同程度というふうにご理解いただければと思っております。

○議長（古川利光君）

いいですか。

他にございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

他に無ければこれをもって質疑を終結し討論に入ります。

これより議案第12号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」に対する討論に入ります。

○2番（内田豊君）

議長、2番。

○議長（古川利光君）

内田議員。

○2番（内田豊君）

あの、出身の島原でも反対した立場からですね、そういった意味では（聞き取れず）反対していきたいと思っておりますけれども、あの～、まあ、職員さんがですね一生懸命頑張ってるという姿はですね、私共もこの議会とかいろいろ、まあ会議の場ですね、見てまして、よく見えてます。そういった意味ではですね、本当に敬意を表するんですけども、その頑張ってる姿をですねやはりね、やっぱり報いて、報いてやるのがやっぱり行政、行政の、管理者のね立場じゃないのかなあと思ってるんですよ。

今回のまあ、あのその減額ということも含めてですね、議案は、何もその職員とか、それから管理者の皆さんの責任じゃなくてですね、やはりこれはこの長期不況ですね、これも特に消費税をですよ引き上げる時の、十何年前のね、これの影響だと思ってるんですよ。これが不況が続いてると。だから減額ということになつとるんですけども。やはりですね、そういった意味からすると、私の、まあ気持ちからするとですね、やっぱり国に抗議するという立場でね、この議案につ

いては反対していきたいと思いますし、やはりですね、景気がこれで回復してですね、どんどん上がっていくように、やっぱり皆さんと共にですね、努力していきたいなと思っております。

そういうことで、一応反対いたします。

**○議長（古川利光君）**

他に討論ございませんか。

これで討論を終結いたします。

異議がありますので、議案第12号「専決処分の承認を求めることについて（県央県南広域環境組合一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）」に異議がありますので、起立によって採決をいたします。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

起立多数。

起立多数であります。

よって、議案第12号は原案どおり可決されました。

次に、議案第13号「平成17年度 県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

提案理由について事務局の説明を求めます。

**○事務局長（高田徳一君）**

はい、事務局長。

**○議長（古川利光君）**

事務局長。

**○事務局長（高田徳一君）**

それでは、「平成17年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」についてご説明いたします。

本案は、平成17年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算がまとまりましたので、地方自治法第233条第3項の規定により監査委員の審査を受け、意見を付して議会に認定をお願いするものでございます。

それでは、お手元に配布いたしております成果説明書により、平成17年度の決算収支の説明をいたします。

赤いラベルに説明書と記入いたしておりますので、成果説明書の3ページ、中程の表の決算収支の状況をご覧いただきたいと存じます。

平成17年度一般会計歳入歳出決算額は、歳入総額39億3,296万3,804円、歳出総額33億3,069万9,584円でございます。

歳入歳出差引残額6億226万4,220円。実質収支は6億226万4,220円となっており、単年度収支は3億5,247万2,711円のマイナスとなっております。

表1をご覧ください。

平成16年度決算との比較でございますが、歳入総額、歳出総額ともに大幅に減少いたしております。この原因といたしましては、施設建設等大規模な工事が平成16年度までに終了し、平成17年度は実質的に施設の運営を基本とした歳入歳出決算になったことと考えております。

次に、歳入決算についてご説明いたします。

7ページをお開きいただきたいと思っております。7ページ、別表2でございますが、款別の歳入内訳となっております。

まず、1款、分担金及び負担金でございますが、決算額19億円は構成自治体からの分担金となっております。

8ページをご覧くださいと存じます。別表4でございます。ここに各構成自治体ごとの分担金額明細を記載しております。

17年度は、17年度当初は2市10町でございます。旧町の欄に記載してある金額は合併前に納めていただいた分担金額となっております。

例えば、有明町に関しましては、平成18年1月1日に島原市と合併をいたしましたので、10月に納めていただく3期分までは有明町として納めていただいた額となっており、1月に納めていただく4期分については島原市として納めていただいておりますので、島原市の欄に合算して記載してあるということでございます。

雲仙市も同様に記載をしておるところでございます。

続きまして、2款、使用料及び手数料でございます。

もう一度7ページにお戻りいただきたいと存じます。

決算額1億9,499万462円となっております。

主なものは、ごみ処理手数料として1億9,497万900円。これは、組合の3施設に家庭系ごみを直接持ち込む場合や、事業系の収集業者が持ち込む場合に支払います手数料による収入となっております。

次に、3款国庫支出金でございます。国庫補助事業は平成16年度までに終了いたしておりますので、平成17年度はございません。

4款財産収入は、基金預金利子で59万7,828円。

5款繰入金は、用地取得基金繰入金で870万9,604円。

これは、昨年、未買収用地の一部を購入することができましたので、公有財産購入費及び土地取得代理業務手数料に充てるために用地取得基金を取り崩したもので、昨年の8月定例会にて補正予算を可決していただいたところでございます。

購入した土地は、県央県南クリーンセンターの管理棟と余熱利用施設の間の土地1,307平方メートルで、今後は余熱利用施設の駐車場として整備する予定

でございます。

次に、6款繰越金でございますが、前年度繰越金として9億5,473万6,931円となっております。

7款諸収入でございますが、内訳は、組合預金利子が歳計現金預金利子で2万2,800円。

雑入が、昨年、炉の定期点検時に長崎市東工場へ処理の一部を委託した際の処理費用5,963万6,510円。これはJFEエンジニアリング株式会社から受け入れたもので、同日長崎市へ同額を支払ったところでございます。その他、余剰電力販売料金335万9,021円、副産物販売料金58万8,948円、及び余熱利用施設建設工事に係る光熱水費102万5,799円など総額6,540万6,179円となっております。

最後に、8款組合債でございますが、余熱利用施設整備事業債で8億850万円となっております。

以上で歳入についての説明を終わらせていただきます。

引き続き、歳出決算の説明をいたします。

1款議会費でございますが、決算額136万5,828円となっており、執行率は65.7パーセント、不用額は71万3,172円でございます。

不用額の主なものは、議会の開催回数による報酬及び費用弁償の執行残となっております。

次に、2款総務費でございますが、まず、総務管理費でございます。

決算額は1億6,576万4,707円で、組合の管理運営に係る経費となっており、予算額1億7,753万7,000円に対し、執行率93.4パーセント、不用額1,177万2,293円となっております。

不用額の主なものは、施設清掃業務委託の入札執行残、職員手当の執行残などでございます。

次に、監査委員費でございます。

決算額は22万8,829円。予算額89万2,000円に対して執行率25.7パーセント、不用額66万3,171円となっております。

不用額の主なものは、監査委員の視察研修を予定しておりましたが、日程調整がかなわず実施できなかったことによる費用弁償の執行残となっております。

3款、衛生費でございます。

決算額は28億8,992万9,671円となっており、予算額32億3,834万1,000円に対する執行率は89.2パーセント、不用額は3億4,841万1,329円となっております。

主な支出は、県央県南クリーンセンター排水処理設備増設工事、同クリーンセンター植栽工事、余熱利用施設建設工事、余熱利用施設周辺整備工事及び市道福

田中田線改良工事など投資的経費のほか、ごみ処理施設の運転管理経費となっております。

また、不用額の主なものとしましては、市道小岩線改良工事、御手水運動場整備及び中田町ゲートボール場整備が未実施だったことによる工事請負費及び負担金の執行残。その他本体施設、東部および西部リレーセンターの光熱水費、本体植栽工事、市道福田中田線改良工事及び余熱利用施設備品購入費に係る執行残でございます。

次に、公債費でございますが、決算額2億7,341万549円は、一般廃棄物処理施設建設事業債及び余熱利用施設整備事業債の償還金元金及び利子で、予算額2億7,341万1,000円に対して執行率99.9パーセントとなっております。

最後に予備費でございますが、充用する案件が無く、1,000万円は不用額となっております。

なお、7月25日に監査委員によります決算審査を受けており、その意見書を添付いたしておりますのでご覧いただきたいと存じます。

以上で、平成17年度決算につきまして説明を終わらせていただきます。

よろしくご審議賜わり、ご承認いただきますようお願いをいたします。

#### ○議長（古川利光君）

これより議案第13号に対する質疑に入りますが、質疑は歳入と歳出を区分し、まず歳入に対する質疑に入ります。

ございませんか。

木村議員。

#### ○4番（木村和俊君）

構成市町からの分担金についてお訊ねをしたいと思います。

別表4に内訳、8ページですかね、書いてあります。

19、19億ですね、島原市からずっと深江まで。

それであの、合併との関係でね、あの、ここでも18年度の予算の時に論議になりましたけどね、あの～、いわゆる全体の経費の二割は、平等割でいくと、いうことで、そしてその二割を合併前の17分の1で割ったのがこれまでの分担金にこうなった訳ですね。

しかし同じ計算の仕方でいくと、今度は合併して4市になった訳ですから4分の1で、その二割を割ると。それで、各市の分担金のその平等割の部分を出すと、いうことにこうなる訳ですね。あとの八割が人口割と。

まあ、人口割のところはそう問題ないと思うんですけど、問題はその二割の平等割のところはねえ、やはりあの合併前に決めた、その仕方ではねやはりどうしても矛盾が出てくるというふうに思うんです。

ですからそのへんはどういうふうにご調整をされたのか、協議が整ったのかどうか、そのへんについての説明をお願いしたいと思います。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

ご質問の分担金の件につきましてでございます。

ご承知のとおり、分担金につきましては、現在建設費、運営費、運転費と三つの勘定がございます。

現在のところ、建設費及び運営費に充てる経費につきましては、平等割20パーセント、人口割80パーセント。

それから施設の運転に充てる経費につきましては、平等割20パーセント、ごみ量割80パーセント、ということで算出をいたし、各構成市にご負担をさせていただいてるところでございます。

しかしながら、今木村議員ご質問のとおり、市町村合併が進みまして、設立当初の17団体が、現在4団体、4市ということになっております。

また、南島原市につきましては、南島原市全域ということではなく、旧布津町及び深江町の区域から搬出されるごみを受け入れるということもございまして、平等割を現在の4団体で割るということについては見直しができないだろうかというようなご意見がございましたので、昨年来協議を続けてきたところがございます。

実際には、3月31日に南島原市が発足をいたしました。それを待ちまして、今年度に入りましてから、担当課長のみならず、部長制をしかれている市につきましては、部長さんのご出席もお願いいたしまして、協議を重ねてきたところがございます。

このことにつきまして、2月の第1回組合議会定例会においても同様の質問がございましたので、本日の、8月の定例会までには何らかの結論を出して、議会に報告をしたいと、このようにお答えをいたしましたところでございます。

協議の結果から申しますと、調整ができなかったということでございます。

各構成市に対して様々なケースをシミュレーションをいたしました。具体的には、13からのシミュレーションをして提示をさせていただきました。さらには南島原市からも別途シミュレーションされたものが出されて、合わせて14の提案、シミュレーションをした訳でございますが、そのことを基に検討いたしました。が、いずれにいたしましても、分担金が減額になる市もあれば、増額になる市もございます。なかなか調整がうまくいかなかった訳でございます。

なんとか本日の議会までに結論を得たいということで進めて、鋭意進めてまいった訳でございますが、先程申しましたように、現段階の結果としては調整ができなかったということでございます。

今後また、9月以降、どういう形がなせるのか、なかなか難しいというふうに判断はいたしておりますが、継続して協議をしてみたいと、このように考えているところでございます。

よろしく願いいたします。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

議長、議長。

あの～、私ね、この分担金については、その二割の平等割のところを合併前にしてたのを合併後どう調整するかと、それも非常に大事なことですからね、あの減るところ、増えるところあると思いますけど、きちんと合意ができるようなね努力をしていただきたい

ただね、私はこの分担金の算出については、多分、平成、当初ですね、あの平等割、人口割に加えて、ごみの量割制を導入するという計画がね、これはじゅう、平成15年度からそれも導入すると、いう方針だったと思うんです。

ですからね、今後のその分担金をどうするかということについてはね、今のその合併前、後の平等割をどうするかということだけじゃなくね、当初のそのごみの搬出する量割をどう導入するかということとの関係でね、これも併せてその分担金の算出の基礎に、新しい算出の基準を作るお考えなのかどうか、このことはどういうふうにお考えなのかね、そのへんも聞かせたいと思います。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

あの、先程ご説明申し上げたかと思いますが、ごみ量割は導入をいたしております。

はい、もう導入をいたしておりますので、もう一回確認の意味で申し上げさせていただきます。建設費とそれから運営費、これは人口割とそれから平等割。20パーセント、80パーセントでございます。

それから運転費、いわゆるごみの処理にかかる経費でございます。これは、平等割20パーセントとごみ量割80パーセントでございます。

そのように導入をさせていただいております。

よろしく申し上げます。

(発言するものあり)

○議長（古川利光君）

いいですか。

ほかにございませんか。

ほかは無ければ。

岩永議員。

○11番（岩永和昭君）

只今あの、18年度の分担金の話が出ておりましたので、これは、17年度の歳入歳出決算についてなんですが、再度南島原市からですね、強く要望したいんですけども、組合構成が2市15町の時代にこの分担金の割合は算出をされている訳です。

合併による各自治体の分担金の弊害が生じているのを、生じております。合併したからといって4市で単に4分の1ずつ負担割合とするのではなく、当初計画のように2市15町、基本として、すなわち17分の2の負担割合が妥当であるということで、強く再度要望をしたいなというふうにこの席から申し上げます。

○議長（古川利光君）

答弁はいいですか。要望でいいんですね。

(発言するものあり)

○議長（古川利光君）

そういうことをございます。

ほかにございませんか。

ほかは無ければこれをもって歳入に対する質疑を終結し、次に歳出に対する質疑に入ります。

木村議員。

○4番（木村和俊君）

18ページの委託料のことについてお訊ねをしたいと思います。

決算書の18ページですね。

当初の予算では3億1,127万8,000円でした。しかし、何回かの補正がありましてね、最終的にはここに書いてあるように調整額は6億4,754万6,637円ですね。こういうふうに予算現額はこうなってるんです。

それでですね、この中身は右の方に書いてあるように運転管理の委託費が3億5,861万7,000円、それから点検整備補修の業務委託が2億895万円と、いうこう内訳、あとずっとありますね。

それでお訊ねしたいんですけどね、この運転管理業務委託料というのは、このクリーンセンターをJFEに管理委託をあのしてる訳ですから、その委託費だ



というふうに思うんですけど、そういうふうに理解をしいいんでしょうか。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

そのとおりでございます。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

はい。あの～そうだと思うんですね。そうしますとね、あの～、クリーンセ、JFEとはこのクリーンセンターを委託するに当たって契約書を、契約を結んでますよね。でこの契約はですね、17年の4月から20年の3月までの3カ年ということで、委託金額は9億251万2,800円と。そしてこれの36分の1ずつを毎月払いますよと、いうことになってる訳ですね。月額2,506万9,800円ということになるんです。ですから1年間にすると3億、ちょうど3、ほぼ3億ですね、なるんです。

ですからね、私この決算書見ながらね、あそこの施設の委託費は年間3億だったはずだと、いうふうに思って、どうして3億5,861万7,000円なのかなと、いうのがよく分からんです。ですから、そこんところの関係をね、一つ説明をしてください。

それから二つ目は、その下の点検整備の補修の委託です。2億895万円です。

この、委託というのはどういうことを委託をしてるのかですね。あの委託契約書に、の中身はね、そういったその補修点検も含めての3億だと、いう内容になってるといふふうに思いますのでね、この決算書にある点検整備補修の2億800万というのはどういうことなのか、説明をしてください。

○事務局長（高田徳一君）

事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

まず、あの～運転管理業務のご質問でございます。

木村議員ご指摘のとおり、平成17年4月1日から平成20年3月31日まで、委託金額9億251万2,800円。これで委託契約を結んでるところでございます。

ます。

したがいまして、これを3分の1が単年度の1年度分ずつということになっておりますが、これはあの実は変更契約を今回、平成17年度したところがございます。

これは、運転管理業務委託で5,777万9,400円、これの増額を行ったところでございます。

これは、もう先程一般質問の時にも申し上げましたとおり、想定以上のごみが搬入されたために、常時3炉運転を余儀なくされたということで、JFE側の、いわゆる職員、操業できる体制の人員増、これが主なものでございまして、運転管理業務に委託をしたと、こういうことでございます。

それから次の点検整備でございます。

点検整備業務の内容といたしましては、操業の性能を十分に発揮し、円滑で安定した運転を行うとともに、安全確保のために欠かすことのできないものとしまして、各設備の点検整備補修、部品等の交換、こういうものが業務の内容となっているところでございます。

したがいまして、運転管理業務とは別に、平成17年度で申しますと3回の点検整備業務を実施をしたと、こういうことでございます。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

一番最初にね、平成17年の4月から20年の3月31日まで3ヵ年、9億251万2,800円で委託契約を結ぶと。

これは、この契約は議会の議決事項だったと思います。

今の説明ではこの契約を、契約の変更をしたと、これに5,777万9,400円追加をしたと。これ契約の変更ですよ。議会のね、議決に係わる契約の変更であるならば、当然その変更は議会の議決事項になると、ということになると思ふんですけどどうなんでしょうか。

○施設課長（森松光明君）

施設課長。

○議長（古川利光君）

施設課長。

○施設課長（森松光明君）

お答えをいたします。

この契約については債務負担行為ということで額の上限を決めさせていただいております。したがいまして、その範囲であるということで変更は必要ないというふうに判断をしております。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

議長。

あのですね、今これはね、あの～、事務局長が説明したように、3カ年にまたがる契約、9億のね契約、この契約は議決事項だったんですよ。で、この契約を変更してるんです。そうすると当然ねえ、議会の議決事項に係わることの変更ですから、当然その変更については議会の議決事項になると、これは当然のことじゃないですか。

そのことをしてないのはどうして、どういう理由なんですか。私はそのことを訊いてるんです。

債務負担行為うんぬんはね全く別の問題です。議会との関係を私は言ってるんです。

○議長（古川利光君）

施設課長。

○施設課長（森松光明君）

おっしゃる運転管理業務委託契約について、議会の議決をしてるとおっしゃっておるようですが、これはしていないというふうに考えております。

○議長（古川利光君）

ほかにございませんか。

○4番（木村和俊君）

あの議長。あの～。

○議長（古川利光君）

質疑の、質疑の回数を超えておりますので。

○4番（木村和俊君）

あっ、あ～。あっそうですか。

○議長（古川利光君）

一回もうサービスをしております。二回目のサービスになります。

○4番（木村和俊君）

分かりました。あのもう簡潔に。

あの私ね、当然これはもう議会の議決事項だということで最初に申し上げて、事務局長もそのことを認められたんですよ。そいで今になってこれは議会の議決事項になってないというのはちょっとおかしいと思うんですけど、どうなんでしょう。

○事務局長（高田徳一君）

はい、事務局長。

○議長（古川利光君）

事務局長。

○事務局長（高田徳一君）

最初、冒頭私が申し上げた議会の議決事項といいます、じゃなくて、9億の業務委託契約を平成17年4月から20年3月まで3年でしてましてということを申し上げたところです。

そしてその問題は20パーセントという（聞き取れず）。

え〜と、ちょっとすみません、え〜と、施設課長がご説明したとおり議決事項ではないということでございます。

○議長（古川利光君）

ほかにございませんか。

○3番（赤崎光善君）

はい。

○議長（古川利光君）

赤崎議員。

○3番（赤崎光善君）

18ページのですね用地購入費の件でございますけど、関連して。

これ何件分だったんでしょうかね。それと残り件数とか、あるいは面積等分かっておればお願いします。

○施設課長（森松光明君）

施設課長。

○議長（古川利光君）

施設課長。

○施設課長（森松光明君）

購入したのは1名分の畑、1,307平方メートルでございます。筆数は1筆でございます。

それから、残りの地権者の数ですけども、残りが5名、17筆5名で、12,832平方メートルが未購入ということになっております。

以上です。

○議長（古川利光君）

いいですか。

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（古川利光君）

ほかに無ければこれをもって質疑を終結します。

これより議案第13号「平成17年度県南広域環境組合一般会計歳入歳出

決算の認定について」に対する討論に入ります。

○4番（木村和俊君）

議長。

○議長（古川利光君）

木村議員。

○4番（木村和俊君）

はい。

あの～17年度の一般会計の決算に反対いたします。

2、3意見を述べたいと思います。

一つはね、見ていただければ分かるように、私は非常にね不用額が多いと思うんです。予算現額に対する執行率は9割割ってるでしょ。不用額が10パーセント超してるんですね。

私はね、やはりあの、そういった点では予算を組むに当たってはね、やはりきちんとした積算をして、予算を組むべきだと。ほんとね、もういろいろ言いませんけどね、項目によってはもうかなりの、まるまる不用額だということもあります。だからそういった点ではね、やっぱこうもうほんとねえ、ずさんな予算だと言われても仕方がないと思います。

それから二つ目はですね、まっ、一般質問でも言いましたようにね、本来組合が出すべきではないものにまでね、やはり組合が出すというのはね、私達はね、我々を選出してくれてる議会に対しても、あるいはまた住民に対してもね、もう説明のしようがないんですよ。ほんとねえ、本来だったらメーカーの責任をきちんと取らせると、メーカーに請求すべきだと、いうふうに思うんですけどね、そうになってないということについてはね、決して私は認める訳にはいかないというふうに思います。

それから、三つ目についてですね、監査の方の意見書のことについて一言、意見を言わせていただきたいと思うんです。

監査の意見書の中でもですね、あのこういうふうに指摘をされてるんです。

想定した数値を上回っていると、天然ガス、それから使用料金、電気ですね。当初予算よりも大幅に増加をしている状況にあると。それで将来の維持補修費の増加も併せて懸念されると。これらを踏まえ可能な限り早期に施設操業コンサル業務受託事業者の検証、検証結果を基に検討されるよう強く要請すると、いうふうにあの監査の、からもですね指摘をされております。

私はね、ほんと当然だと思うんですよ。それで、ところがその、なかなかその、先程の一般質問、あるいはその決算の中でもね、やっぱりそういうこの本当にこのメーカーに対してね、きちんと組合として、あるいはその管理者としてね、毅然とした態度で対応するというのはね、もう残念ながら私はあの感じられなかつ

たんです。

そういった中でのね、これはもう決算ですから、私は賛成することはできません。反対をいたします。

以上です。

○議長（古川利光君）

ほかに討論ございませんか。

○3番（赤崎光善君）

議長、3番。

○議長（古川利光君）

赤崎議員。

○3番（赤崎光善君）

私は、平成17年度一般会計決算の認定に対しまして賛成の立場で討論をいたしたいと思います。

平成17年度はごみ処理場の本格稼働の初年度でもあり、当初は多少のトラブルも発生してございましたけれども、本施設の大きな目的であるごみ処理によるダイオキシン類の発生防止という大きな目的は十分に達成されたものと考えております。

また、ごみ処理量につきましては、当初の想定を大幅に超えまして、6,000トン以上上回ったことを考えますれば、それなりの評価ができるものと考えております。

まあしかしながら、只今木村議員もお話をされましたけれども、意見書の中の、監査委員の指摘の中に、当組合は構成市の分担金によって運営されております。各構成自治体の厳しい財政状況を十分に認識され、今後施設委託業者との協議を十分に行われ、経費節減と効率的な運転、運営がなされるよう努力されることを確信いたしまして、本決算を認定することに賛成をいたします。

○議長（古川利光君）

ほかにございませんか。

○12番（北浦守金君）

議長、12番。

○議長（古川利光君）

北浦議員。

○12番（北浦守金君）

私も賛成の立場で、平成17年度一般会計決算に対する討論をいたしたいと思っております。

まず、本施設につきましては、県央県南の2市15町の関係者全ての方々が大変な苦勞をされ、平成17年4月から供用開始ができるよう協議を重ね、建設を

された施設であること。

次に、本施設の最大の目的であるダイオキシン類の発生防止対策等、高度な処理が可能な焼却施設であるということ。

さらに、本処理施設は4市の市民生活に欠くことのできない施設であるということ。

さらに、一般会計の歳入歳出予算の執行について、予算の目的に沿い、適正な執行がされ、それぞれ成果を上げていること。

以上のことを申し上げ、本決算の認定に賛成をいたします。

以上です。

**○議長（古川利光君）**

ほかにございませんか。

（「なし」の声あり）

**○議長（古川利光君）**

これをもって討論を終結し、これより採決をいたします。

議案第13号「平成17年度県央県南広域環境組合一般会計歳入歳出決算の認定について」は異議がありますので起立によって採決をいたします。

本件は、これに同意することに賛成の方の起立を求めます。

賛成多数。

起立多数であります。

よって議案第13号は原案どおり可決されました。

以上をもちまして、今期定例会に付議された案件はすべて終了いたしました。

今期定例会において議決されました案件につきましては、その条項、字句、数字その他整理を要するものがありました場合、その整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**○議長（古川利光君）**

ご異議なしと認めます。

これをもって、平成18年第2回県央県南広域環境組合議会定例会を閉会いたします。

議員各位のご協力によりスムーズに議事が進行できましたことを心からお礼を申し上げます。

これをもって閉会いたします。ありがとうございました。

（午後3時49分 閉会）

会議録の内容に相違ないことを証するために、ここに署名する。

議 長 古川 利光

署名議員 濱崎 清志

署名議員 内田 豊